

合併協議会 だより

第19号

2005.9.1
発行



幕別町・忠類村合併協議会

編集・発行 幕別町・忠類村合併協議会事務局
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222
URL : <http://north.hokkai.net/maku-chu.gappei/> E-Mail : maku-chu.gappei@north.hokkai.net

中学生の海外研修派遣事業及び国内研修派遣事業は、
派遣人員をそれぞれ2人ずつ増員
8月19日の総務大臣告示により合併が正式に決定



写真:幕別町民見学会の様子(忠類ナウマン象記念館)

もくじ

調整結果報告…… 2～7
報告・官報告示…………… 8

8月5日に、忠類村コミュニティセンター大ホールにおいて、第20回合併協議会が開催され、「条例の整備状況」についての報告と8件の調整結果報告が承認されました。

また、8月19日に総務大臣による合併告示が行われ、幕別町と忠類村の合併が正式に決定しました。



第20回幕別町・忠類村合併協議会が8月5日、忠類村コミュニティセンター大ホールで開催されました。

この日は「条例の整備状況について」の報告があったほか、「一般職の職員の身分の取扱い」ほか7件の調整結果が報告され、全会一致で承認されました。

調整結果報告

- すでに決定された調整方針のうち「合併時までに調整する」または「合併時に再編する」とされていた下記の事業について、分科会及び専門部会の調整結果を幹事会でさらに調整し、決定した結果が協議会に報告され、報告のとおり承認されました。

協議項目22-21

国際交流・広域交流事業の取扱い

【決定されている調整方針】

- 1 幕別町が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。
- 3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時までに調整する。
- 5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。

- 幕別町が実施している友好提携については、相手先の宮崎県東郷町も来年2月25日に合併する予定となっていることから、双方の意向を確認の上、合併時に友好提携を解消することとなりました。
- 町友(文化大使)については、幕別町が現在認定している3人を新町に引き継ぐこととなりました。
- その他の国内外交流事業のうち、「中学生海外研修派遣事業」及び「中学生国内研修派遣事業」については、忠類中学校も対象とするため、それぞれ2人増員し、海外研修に16人、国内研修に8人派遣することとなりました。
- 「高校生海外研修派遣事業」及び「カンバーハイスクール海外研修生受入」については、現行のとおり実施することとなりました。



写真:平成16年度中学生海外研修(オーストラリア)

新町の海外及び国内研修派遣事業の派遣人員

	現 行	→	新 町
中学生海外研修派遣事業	研修生 14人		16人
高校生海外研修派遣事業	研修生 2人		2人
中学生国内研修派遣事業	研修生 6人		8人

協議項目11

一般職の職員の身分の取扱い

【決定されている調整方針】

- 3 職員の種類及び役職については、合併時に再編する。
- 5 諸手当については、次の区分により調整する。
 - ③ 合併時に再編するもの
- 6 退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。

- 職員の種類及び役職については、幕別町の例を基準に今後想定される役職に整理し、右の表の通りとなりました。



新町の役職

【事務吏員】

- ・ 部長職 部長、室長、支所長
- ・ 課長職 課長、参事、所長
- ・ 課長補佐職 次長、主幹、場長
- ・ 係長職 係長、副主幹
- ・ 係長相当職 保育所長
- ・ 係職 主査、主任、主事

【技術吏員】

- ・ 部長職 部長、室長、支所長
- ・ 課長職 課長、参事、所長
- ・ 課長補佐職 次長、主幹、場長
- ・ 係長職 係長、副主幹
- ・ 係長相当職 技師長、保育所長、保育士長
- ・ 係職 主査、主任、技師、保健師、栄養士、保育士

【その他の職員】 ※吏員以外の職
主事補、技師補、栄養士、保育士

- 諸手当のうち、「住居手当」については、幕別町で平成17年4月に改正された内容の、「自己所有は14,000円」、「借家・借間は国の基準と同額」とすることとなりました。



- 退職勧奨制度については、合併当初における円滑な勧奨退職を促すため、平成18年2月6日から平成20年3月31日までの間に限り、幕別町の現行制度である3号給に2号給を上乗せした5号給の特別昇給を行うこととなりました。

	幕別町	忠類村	新町
対象者	50歳以上で勤続年数20年以上の者	58歳に達する者 勤続年数20年以上の者	50歳以上で勤続年数20年以上の者
特別昇給	3号給	56歳以下3号俸 58歳以下2号俸	5号給(H18.2.6~H20.3.31) 3号給(H20.4.1~)

【決定されている調整方針】

5 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期及び報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものは、合併時まで調整する。

- 「その他の条例で定める特別職（附属機関）の設置及び委員数」については、これらの附属機関が属する執行機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会など行政の執行権を有する機関をいう。）が、合併により幕別町の機関のみが存続することとなるため、『地域バランスに配慮した委員の任命を行うことにより、幕別町の現行定数を増やさない』ということを実行することとなりました。
- ただし、合併期日以後、長期間に渡って旧忠類村区域からの委員が皆無となることを避けるため、ほとんどの附属機関については、幕別町の現委員の任期に限り、定数を増員するための経過措置を講ずることとなりました。
- また、旧忠類村の住民生活や産業振興に密接にかかわる「廃棄物減量等推進審議会」や「町営牧

◎事務局の説明のあと、忠類村の帰山委員から、「公区長は、住民と行政の情報の仲立ちに加え、『協働のまちづくり支援事業』といった業務も増えることになるが、この報酬となった論拠と、それらの業務を行っている時に事故にあった場合は、公務災害の補償対象となりえるのか。」との発言があり、企画部会長から、「現状、両町村の公区長報酬には大きな差があるが、全体的なバランスからこの報酬額となった。『協働のまちづくり支援事業』を行うためには各公区で資金を持たなければならないということもあり、公区長報酬を若干減らし、公区運営費を手厚く配分することとした。また、公務災害の補償対象については、公区長としての職務である限り対象となる。」との答弁がありました。



帰山 孝夫 委員

◎続いて、齊藤委員から、「忠類村の教育委員は合併の日の前日をもって失職し、社会教育委員も現在の幕別町の委員数と同じ15人ということであれば、忠類地域の教育に関して不安がある。」との発言があり、事務局から、「執行機関の委員の定数が変わらない中で、その下にある附属機関の委員は増やすべきではないという基本的な考えの中で、社会教育委員は15人の定数の中で地域配分をすることにより、従来どおりの役目を果たしていけるとの認識でいる。」、岡田会長から、「教育委員の選任については、忠類村のことも考慮しながら選任に当たっていかねばならない。社会教育委員についても15人でスタートし、その後どうしても増やさなければならぬ事情が出てくれば検討する。」との答弁がありました。



齊藤 順教 委員

調整結果報告

協議項目16

使用料・手数料等の取扱い

【決定されている調整方針】

2 手数料については、合併時に統一する。

- 建築確認申請手数料などの「建築関係」の手数料については、幕別町で平成17年4月に改正された手数料と同額とすることとなりました。
- 開発行為許可申請手数料などの「都市計画関係」の手数料については、現行の幕別町の手数料と同額とすることとなりました。

※ 今回の手数料については、合併の有無にかかわらず、都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為や一定の規模・構造等に該当する建築物が対象となることから、忠類村の区域においては、従来どおりの取扱いとなります。

協議項目22-10

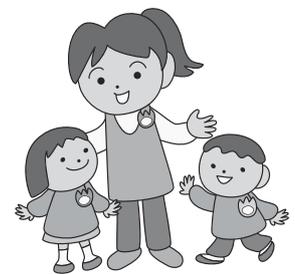
児童福祉事業の取扱い

【決定されている調整方針】

3 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。

- 地域子育て支援センターについては、2町村にある地域子育て支援センターの実施施設、実施日、事業内容を現行のとおり新町に引き継ぐこととなりました。

	幕別地区	忠類地区
名称	幕別子育て支援センター	忠類子育て支援センター
実施施設	札内青葉保育所	忠類保育所
実施日	月～金曜日（保育所休所日を除く）	
事業内容	①育児不安等についての相談事業 ②子育てサークル等の育成及び支援事業 ③特別保育事業の積極的実施及び普及の促進事業 ④地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供	



- 「一時保育」及び「休日保育」については、忠類子育て支援センターの特別保育事業として行っているものを、現行のとおり新町に引き継ぐこととなりました。

新町の一時保育

- ・実施施設 忠類子育て支援センター（忠類保育所）
- ・対象児童 保育の実施対象とならない就学前児童で、保護者の勤務形態、疾病、入院等により、育児が困難な場合
- ・受入時間 忠類保育所の開所時間
- ・利用料 1時間300円
(30分以上は1時間に切り上げ)

新町の休日保育

- ・実施施設 忠類子育て支援センター（忠類保育所）
- ・対象児童 保育所入所に係る規定等に合致し、休日等においても保育に欠ける児童
- ・受入時間 忠類保育所休所日（主に土曜日等）
8:00～13:00
- ・利用料 1時間300円
(30分以上は1時間に切り上げ)

※ 幕別町においては、全ての認可保育所及びへき地保育所で土曜日も開所しています。

協議項目22-6

国民健康保険事業の取扱い

【決定されている調整方針】

7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。

- 幕別町の現委員の任期である平成19年6月30日までに限り、委員定数を9人から12人に増員することとなりました。

協議項目22-8

介護保険事業の取扱い

【決定されている調整方針】

4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。

(2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。

5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。

- 訪問介護利用者に対する軽減措置事業については、対象者数や財政負担のほか、新制度での対応状況などを考慮し、幕別町の現行制度に統合することとなりました。
- 居宅介護支援事業所については、忠類村居宅介護支援事業所を現在の幕別町居宅介護支援事業所に統合することとなりました。

訪問介護利用者に対する軽減措置事業

- ・対象サービス 訪問介護サービス
- ・対象者 生計中心者の所得税非課税世帯の利用者
- ・軽減額 利用者負担の10分の4

協議項目22-18

下水道関係事業の取扱い

【決定されている調整方針】

7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。

9 個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。

- 下水道資金貸付制度については、幕別町の制度の貸付対象に、忠類村の「農業集落排水処理区域」を加えるとともに、「貸付金の償還」を50カ月以内の元金均等であれば1回当たりの償還金額に制限を設けないこととなりました。
- 個別排水処理施設資金貸付制度については、幕別町の制度の貸付対象に「設置後1年以内の工事」という要件を加えるとともに、「貸付金の償還」を50カ月以内の元金均等であれば1回当たりの償還金額に制限を設けないこととなりました。
- 個別排水処理施設補助制度については、幕別町の制度の補助対象に「設置後1年以内の工事」という要件を加えることとなりました。

	下水道資金貸付制度	個別排水処理施設資金貸付制度	個別排水処理施設補助制度
対象工事	公共下水道及び農業集落排水処理区域内における便所の水洗式改造及び排水設備の設置する工事 (処理区域になった日から3年以内の工事)	個別排水処理施設の処理区域内における便所の水洗式改造及び排水設備の設置工事 (設置後1年以内の工事)	個別排水処理施設の処理区域内における自己資金による水洗便所改造工事 (設置後1年以内の工事)
限度額	1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)		改造する便器1基につき4万円(最高2基まで)
償還	償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還		

報告

- 忠類村の条例については、編入合併により、合併の日の前日をもって全て失効することになるので、合併後も引き続き必要となる条例を幕別町の条例として整備することや、合併協議の結果を条例の中に表すことが必要となることから、条例の整備を行う旨報告されました。

7月25日現在、制定24本、改正100本、廃止15本、未定1本の合計140本の整備を予定しています。

そのほか、「合併協議会の廃止」に係る議案が幕別町・忠類村の両議会に、忠類村の編入に伴う「町の区域の設置」に係る議案が幕別町議会に提案される予定です。

項目	本数
制定条例	24本
改正条例	100本
うち 全部改正	1本
一部改正	99本
廃止条例	15本
未定	1本
合計	140本

(平成17年7月25日現在)

総務大臣告示

平成18年2月6日 新「幕別町」誕生！

平成17年3月15日に、岡田町長と遠藤村長が提出し、受理された「合併（廃置分合）申請書」は、その後、北海道において、7月1日に道議会の議決、7月8日には知事の合併の決定が行われました。また、同日付で知事から総務大臣へ届出がなされ、去る8月19日に総務大臣による合併の告示がなされました。

この告示により、幕別町と忠類村の合併が正式に決定し、平成18年2月6日に新「幕別町」が誕生することとなります。

〈総務大臣の合併告示〉

〈北海道知事の合併決定書〉


告 示

○総務省告示第九百五十二号
町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、広尾郡忠類村を廃し、その区域を中川郡幕別町に編入する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年二月六日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

